

○農林水產省告示第一號
國土交通省

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和三年農林水産省令第六号）第六十三条第八号ホの規定に基づき、畜産業用倉庫の用途に供する部分に保管しても防火上支障がない物資並びに畜産業用車庫の用途に供する部分に保管しても防火上支障がない車両及び当該車両に付隨する物資を次のように定める。

令和五年一月二十一日

畜産業用倉庫の用途に供する部分に保管しても防火上支障がない物資並びに畜産業用車庫の用途に供する部分に保管しても防火上支障がない車両及び當該車両に付隨する物資を定める件
畜産業用倉庫の用途に供する部分に保管しても防火上支障がない物資は、次に掲げるものとする。

一 飼料

三 飼育ケージ、動物用医薬品その他の家畜の飼養管理に必要なもの
四 肥料、農薬その他の飼料の生産に必要なもの
五 もみ殻、おがくずその他の家畜排せつ物の処理又は保管に必要なもの
六 消毒薬、消毒設備（消毒薬噴霧装置、消毒マットその他これらに準ずる設備をいう。）その他の家畜の伝染性疾病の発生予防又はまん延防止に必要なもの
七 畜舎等又はその設備の維持に必要な資材又は工具

第二 畜産業用車庫の用途に

一 当該車両の燃料（消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第九条の四に定める指定数量の五分の一未満のものに限る。）

二 当該車両の修理又は整備に必要な部品又は機械器具
三 当該車両にけん引される農業用機械器具

附
則